

高知県四万十市 地域おこし協力隊 募集要項

(令和8年度 休廃校舎等利活用事業)



【高知県四万十市 学校教育課】

令和8年度 高知県四万十市 地域おこし協力隊員募集要項

四万十市には令和8年5月時点で1人の地域おこし協力隊員がおり、市街地や中山間地域で地域課題の解決や地域資源の活用など様々なミッションで活動しています。

今回、現在休廃校となっている校舎（校内備品含む）の利活用等の業務に取り組む隊員を1名募集します。

1 募集人数

1名

2 募集内容

業 務：休廃校舎の利活用等に関する業務

主な活動地域：市内全域

住 居：四万十市内

任 命 日：令和8年10月1日

事 務 所：四万十市教育委員会事務局学校教育課（本庁舎）

3 活動内容

(1) 休廃校舎の利活用に関する業務

① 地域団体等へ利活用に係るニーズ調査

- ・利活用に対する調査
- ・地域団体の利用に対する調整

② 利活用イメージの作成

- ・先進地視察等による情報収集
- ・利活用団体への情報提供

③ 校内備品の整理

- ・校舎内備品の整理、保存及び処分
- ・図書の有償譲渡、不用品売却

※休廃校舎について

○中筋中学校舎・・・令和4年4月1日休校。併設の中筋小学校は稼働中。地域団体が地域交流を目的として、月2回程度休校舎でのイベントを実施。

○旧利岡小学校舎・・・令和5年4月1日に利岡小学校が後川中学校校舎へ移転に伴い空き校舎となる。市街地から車で15分程度の場所で、校舎の近くには農地が広がる自然豊かな地域。

○旧八束小学校舎・・・令和5年4月1日に八束小学校が旧八束中学校校舎へ移転に伴い空き校舎となる。市街地から20分程度の場所で、目の前に四万十川が広がる。

(2) その他の業務

市教育委員会として取り組みを進める中で必要に応じて学校教育に関係する業務にも携わってまいります。

携わる業務については休廃校舎の利活用に関する業務の状況を見ながら協議して決定します。

他にも、定住を見据えた活動についても業務に関連する場合には、その他の業務として扱います。

4 募集対象

下記(1)～(10)の全ての要件を満たす方

- (1) 学校校舎の利活用に興味、関心があり、都市地域等※から四万十市の配属地域へ住民票を異動させて生活できる方、又は、これまで地域おこし協力隊員として、一定期間（2年以上）活動し、かつ解職から1年以内にある者で四万十市内へ住民票を異動させて生活できる方
- (2) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (3) 任期終了後も本市に引続き定住する意志のある方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車運転免許（AT限定可）を取得している方
- (6) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (7) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (9) パソコンを使用できる方（HP、SNS等による情報発信ができる方）
- (10) 地方公務員法第16条※に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※ (1)の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他2法に指定された地域）以外の地域をいう。

※ (10)の地方公務員法第16条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は被保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます。（他にも欠落条項の規定あり）

5 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週4日（月16日）以内
- (2) 勤務時間：原則8時30分から16時45分（1日7時間15分、週29時間）

※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。

※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。

※規定による年次休暇があります。

6 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として四万

十市長が任命します。

- (2) 初年度の任命期間は、任命日から令和9年3月31日までです。次年度からは年度毎に任命できるものとし、最長で3ヶ年までです。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7 報酬（※令和8年4月時点）

月額 192,260 円

賞与有（条件を満たした場合）

通勤手当有（距離によります。）

※時間外手当、退職手当等の支給はありません。時間外に勤務が生じる場合は同一月内の勤務時間で調整します。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 公用車が1人1台用意されます。
- (2) 住宅借り上げに対する補助金（月額50,000円上限）を支給します。なお、賃貸住宅については各自で探してもらうことになります。
- (3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (4) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (5) 生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込をお勧めします。公用車は私用では使えません。

9 定住支援

- (1) 休暇日等で業務に支障がなければ、兼業を認めます。週3日の休日を有効に活用し、定住に向けて農林業や商工業へ従事、起業への準備など有効に活用してください。ただし、兼業については事前の届出が必要です。
- (2) 協力隊が任期後に四万十市内に定住するため、市内での起業に要する経費に対して補助金制度（上限100万円）があります。

10 応募手続

(1) 応募受付

募集開始：令和8年5月22日（金）

応募については郵送又はメールで随時受け付け、募集開始日を含めて10日ごとに募集を締め切り、応募者がいなければ募集を継続します。なお、提出された書類は返却しません。なお、応募については受付した日で判断します。

(2) 応募者への資料の送付

地域おこし協力隊への応募を希望される方に、事前に本市の教育施策等の資料をお送りします。本市の取組を知っていただくとともに協力隊としての活動目標の参考に

していただきたいと思います。なお、下記の URL から確認することもできます。

四万十市教育振興基本計 <https://www.city.shimanto.lg.jp/site/plans/1878.html>

四万十市教育行政方針 <https://www.city.shimanto.lg.jp/soshiki/23/1385.html>

(3) 提出書類

①郵送の場合

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）※簡単な応募動機をつけること（別紙可、氏名記入）。
- ・作文（A4 で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。
題材：「協力隊員として任期中に取り組みたいこと」
文字数：1,000 文字程度

②メール応募の場合（提出内容は郵送の場合と同じ）

- ・メールの表題は「四万十市地域おこし協力隊応募（氏名）」でお願いします。
（例）四万十市地域おこし協力隊応募（四万十 太郎）
- ・履歴書、作文ともに docx 形式で作成してください。
- ・顔写真は jpg 形式で送ってください。
- ・データ添付の際は合計容量を 3MB 以内にしてください。

(備考)

メール応募後に送信不良などのエラーメッセージが届いていないかの確認をお願いします。応募の郵便またはメールが届いてから、3日以内に担当者より受領の連絡をいたします。担当者から連絡がない場合は、お手数ですが募集要項の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

(4) 申込・お問合せ先

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10

四万十市役所学校教育課総務係（担当：岡村）

電話 0880-34-1136 / メールアドレス：kyoui@city.shimanto.lg.jp

11 選考

(1) 第1次選考

書類にて選考し、受付締切後1週間以内に結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に2次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

最終選考の結果については、第2次選考後1週間以内に文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず任命日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると選考対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や休校舎に関する説明を聞くこともできます。現地案内等を希望される場合は必ず担当まで事前連絡してください。

12 その他

- (1) 勤務条件等（上記5、6、7、8ほか）は令和8年4月1日時点のものであり、今後条例等の改正があった場合は、その定めによります。